

秋田県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。
平成29年4月28日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

表中

警察官採用試験	秋田県の第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る）並びに秋田県の第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から1箇月間。ただし、秋田県の第1次試験不合格者で秋田県以外の都県を併せて志望した者については、当該都県の最終合格発表日から1箇月間	〃
少年補導職員採用試験	第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る）並びに第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から1箇月間	〃

を

警察官採用試験	秋田県の第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る）並びに秋田県の第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から1箇月間。ただし、秋田県の第1次試験不合格者で秋田県以外の都県を併せて志望した者については、当該都県の最終合格発表日から1箇月間	〃
---------	---	--	---

に改める。